

令和8年度八千代市消費生活相談員募集要項

- 1 職 種** 消費生活相談員
- 2 募集人数** 1名
- 3 任用期間** 令和8年4月1日から令和9年3月31日
※勤務開始1か月間又は実勤務15日間までは条件付採用（試用期間）となります。
※次年度の任用については、業務の状況及び本人の勤務状況によって、再度任用される場合があります。
- 4 勤務時間等** 月13日（月曜日から金曜日までのうち4日以内）
午前9時から午後4時45分まで（休憩1時間）
※流動的なシフトに対応できること。
- 5 時 納** 1,905円から1,924円（経歴によります）
- 6 期末手当** 有り（本市規程によります）
- 7 通勤手当等** 有り（本市規程によります・2km以上から支給）
- 8 有給休暇** 年次有給休暇有り（勤務日数等に応じて付与・上限20日）
特別休暇有り（忌引・夏季休暇等）
- 9 社会保険** 健康保険・厚生年金 加入
雇用保険 加入
公務災害補償 適用
- 10 業務内容** (1) 消費生活に係る相談応対（助言、あっせん等）及び情報提供に関する業務
(2) 消費者問題出前講座、消費者啓発などの業務
(3) その他、消費生活センター所長が必要と認める業務
- 11 応募資格** 次の要件を満たし、パソコンの基本操作（ワード、エクセル、メール等）ができる、親切丁寧な電話・窓口応対ができる者。
(1) 消費生活相談員資格（国家資格）
(2) 経過措置によるみなし合格者
※みなし合格者とは、平成28年4月1日の時点で、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの資格を保有する者で、次の⑦から⑩いずれかに、通算1年以上従事した経験がある場合には、「消費生活相談員資格試験合格者」とみなされます。
ただし、次の⑦から⑩の相談の事務等につき、通算1年以上従事した経験があつても「平成28年4月1日から遡って5年間において、通算1年以上従事していない場合」には、別途、内閣総理大臣が指定する者が実施する講習会を修了する必要があります。

- ⑦地方公共団体における消費生活相談の事務
- ⑧消費者団体における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
- ⑨事業者における当該事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
- ⑩国の行政機関又は独立行政法人における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務
- ⑪これらの事務と同等以上のものとして消費者庁長官が指定するもの

12 勤務場所

八千代市消費生活センター（八千代市役所多目的棟）

13 応募方法

J I S規格様式の履歴書（写真貼付），資格認定書の写しを消費生活センターへ持参，または郵送してください。

履歴書は，八千代市ホームページの「消費生活センターにおける消費生活相談員（会計年度任用職員）の募集」からダウンロードできます。

※提出された書類は，採用に関する業務にのみ使用するものとし，選考結果に関わらず，返却いたしません。

14 選考方法

書類選考後，面接試験により採否を決定します。

※面接日時は書類選考後，連絡します。

※応募者全員に選考結果を郵送で通知します。

※選考結果等に関する問い合わせには，応じないものとします。

15 応募締切

令和8年2月10日（火）（当日消印有効）

※書類選考，面接を随時行いますので，採用者が決定した時点で募集を取り止めることができます。

16 問い合わせ先

八千代市消費生活センター（八千代市役所多目的棟）

〒276-8501 八千代市大和田新田312番地の5

電話047（483）1151（内線4104）